

⑦ 後期高齢者医療保険料の期限内納付をお願いします

問 保険年金課(内線 142) 笠間支所市民窓口課(内線 72123) 岩間支所市民窓口課(内線 73181)

後期高齢者医療保険に加入されている方に、後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月12日(月)に発送します。第1期の納期限は8月2日(月)です。なお、年金天引きの方の保険料額決定通知書は7月30日(金)に発送します。

【口座振替を利用されている方】

振替日(納期限日)の前日までに、指定口座の預貯金残高を確認してください。

【納付書を利用する方】

納付書裏面の納付場所まで納付してください。なお、納入通知書には第2期から第8期の納付書も同封されていますので、納め忘れにご注意ください。

※口座振替の登録をお願いします。

登録は市内金融機関または郵便局の窓口に、預貯金通帳、通帳の届出印、納入通知書を持参のうえ、お申し込みください。

【令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率について】

保険料	均等割額	46,000 円
	所得割率	8.50%
保険料の賦課限度額(上限額)		640,000 円

※保険料率は茨城県内均一で2年ごとに見直されます。

⑧ 国民健康保険の限度額適用認定証等は更新手続きが必要です

申 保険年金課 笠間支所市民窓口課 岩間支所市民窓口課

問 保険年金課(内線 140)

市の「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までです。引き続き認定証が必要な方は、更新手続きをお願いします。

また、認定証の新規発行は随時行っています。保険診療に係る自己負担の軽減になりますので、医療機関で高額な自己負担が見込まれる際には申請を行ってください。

※国民健康保険税の未納がある方、令和2年中の所得の申告をしていない方は認定証の発行ができないことがあります。

必要なもの 国民健康保険証、本人確認ができるもの、個人番号(マイナンバー)がわかるもの

⑨ 自筆証書遺言書保管制度をご利用ください

問 水戸地方法務局供託課 TEL 029-227-9917 HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>

法務局(本局・支局)では「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、多くの方から遺言書の保管申請がされています。本制度を利用して、自筆で書いた遺言書を法務局に保管していただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざん等を防止することができます。

詳しい手続きは、水戸地方法務局ホームページをご覧ください。

**発熱等の症状があり、かかりつけ医がない場合などの受診先電話
相談窓口受診・相談センター**
茨城県庁内 TEL 029-301-3200 8時30分～22時(土日・祝日も実施)
中央(旧水戸)保健所 TEL 029-241-0100 9時～17時(平日のみ)